

2020年4月吉日

各 位

愛知中小企業家同友会
会長 加藤 明彦
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2F
TEL 052 (971) 2671(代) FAX 052 (971) 5406
E-mail aichi@douyukai.or.jp
URL <http://www.douyukai.or.jp/>

**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
拡大にともなう緊急政策要望・提言
〈第2次〉**

1. 本緊急要望・提言の主旨

私ども愛知中小企業家同友会（会員数4,200名超）は、1962年の創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境の改善に努めてまいりました。

今回の新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の拡大は、すでに「大恐慌以来の景気悪化」と言われるほど、未曾有の規模で深刻化しています。緊急事態宣言の対象地域が愛知県にも及び、休業協力要請が発出されたなか、愛知県内中小企業の経営は危機的状況にあります。

当会は、3月10日に第一次の緊急要望・提言を提出致しましたが、その後の急激な状況悪化を踏まえ、第二次の緊急要望・提言を取りまとめました。中小企業経営の危機は、地域の危機であり、国の危機です。

私たちは、①社員の健康と生命の安全を守ること、②事業存続と雇用維持、③必要な経済活動を守り、社会の要請に応えることに全力を傾注し、「経済を牽引する力であり、社会の主役」と謳われた中小企業憲章を体現すべく奮闘・努力を続けています。中小企業家としての社会的責務を果たしていくためにも、十分な政策的後押しを期待します。関係各位のご協力、ご支援をお願いいたします。

2. 緊急要望・提言事項

●中小企業の資金手当て等の生き残り支援の強化を

（1）緊急性を持った小規模事業者の資金繰り対応を強力に進めること

COVID-19の拡大により生じた需要の蒸発の影響が飲食や小売をはじめとするサービス産業を直撃しています。サービス産業は、事業内容が様々で、かつ小規模事業者が大多数です。そのため、日常的な銀行取引を行っていない企業も多く、現在の政府系金融機関や信用保証協会、セーフティネットの申請窓口の混乱要因となっています。他方で、今回の影響が直撃している企業は、他の業種と比べて手元流動性比率が低く、不況耐性が弱い企業が多数を占め、資金繰りの緊急性は極めて高くなっています。

現在融資申請が書面郵送での対応となっています。感染リスク、窓口負担を減じる上での対応ではありますが、ささいな書面の不備が融資見送りの要因ともなりかねず、借入に不慣れた事業者には結果的に高いハードルとなっています。現在、融資をもっとも必要としている企業の緊急性が極めて高いことに鑑み、政府系金融機関においては、例えば任意の民間金融機関経由での紹介のあった企業については、500万円程度の小口であれば、簡易な審査、ないし一時的に無審査で資金供給するなどの大胆な緊急対応を行うことを求めます。

（2）現在の制度融資の貸付限度額の拡大ないし、大枠の資金繰り支援制度を創設すること

今回の景気の急激な悪化は、いつまで続くのかが感染症の終息如何にかかっているため、先行きの見通しは極めて不透明です。不測の事態に備え、各業種とも可能であれば1年間分程度の手元資金準備を行うことが、安全な企業経営には必要です。特に今後は、現在のサービス産業に比して必要資金額の大きい業種や、中堅規模層の資金需要が一層高まることが予想されます。しかし現在の制度融資の枠は、これから深刻になってくるだろう業種や企業規模層にとっては、貸付限度枠が不十分となることが想定されます。いと考えます。したがって、今後影響がより顕著に表れると考えられる業種に合わせ、現在の制度融資の貸付限度額の拡大ないし、大枠の資金繰り支援制度を創設して下さい。

（3）貸付期間を前倒しして返済する「繰り上げ返済」に対応すること

景気悪化時に企業が借入を起こすのは、緊急時をしのぐためのつなぎ融資とともに、業況の大幅な落ち込みに備えた予防的借入に大別されます。仮に、予防的な意味で借入をしていた場合、想定よりも業況の回復が速く実現できたとすれば、金利負担の関係もあり、貸付期間前であっても早期に返済することを希望しますが、現在の制度融資では「繰り上げ返済」が認められていないと聞き及びます。業況の回復に応じて、繰り上げ返済を可能とし、中小企業の負担軽減を図ることを求めます。

（4）金融機関へ緊急時対応の徹底を強く要請すること

現在の業況悪化は、明らかに新型コロナウイルスの関係であり、やがて状況が落ち着けば業況も回復するのは間違いありません。その意味で、今本当にしなければならないのは、経済と雇用の源泉である地域の中小企業に、平時を大きく超える徹底した支援を行うことです。こうした認識のもと、以下を求めます。

- ①たとえば、既往債務をリスクしていた場合は、既往債務の借り換えと新規借り入れを二本立てで通すなど、平時の審査基準で企業の融資申請を判断せず、危機的状況にあるという認識を持ち、審査も非常時対応として行うよう強く要請してください。
- ②資金手当ての即時性を保証していくため、当座貸し越し枠の拡大、手形貸し付けの拡充を徹底して進めるよう、金融機関に強力な要請をして下さい。
- ③金融機関によっては、いまが危機的状況である、という現状認識が本当にできているのか疑問に感じられる態度も見受けられます。現状が日本経済の命運を左右しかねない、極めて重大な局面であることを、全金融機関が厳しく現状認識し、緊急対応として、「とにかく地域の中小企業を守る」こ

とに全力を尽くす覚悟を固め、行動を起こすよう徹底した要請と、金融機関による宣言等の意志表明を求めます。また、企業や市民が金融機関の選択を行う判断材料とできるよう、宣言等の意思表明を行った金融機関を公的に広く公開し、マスコミ等で報道することを要請します。

(5) 利子補給制度をさらに充実させ、民間金融機関に中小企業融資に対するメリットを出すこと

例えば、利子補給制度を充実させ、企業の格付けに応じた利子補給を金融機関側に行うことで、地方銀行等の金融機関に、貸出先としていくばくかの懸念がその企業にあったとしても、公的に利子補給がなされることで、金融機関側には利益が確保されることとなります。このことを通じて、多少の懸念があったとしても、地域の中小企業に資金供給する銀行本来の役割とメリットを同時に再認識させることにつながります。このような地域の中小企業に融資することの意味を再認識させる支援制度を求めます。

愛知県内の民間金融機関、とりわけ地方銀行は、全国的に見ても企業支援の動きが緩慢です。これは、全国的に見ても異常な低金利が常態化してきたため、必要な資金需要に応じて利子で稼ぐという、銀行本来の意識が薄くなってきたことが背景にあるためでしょう。しかしながら、今回の COVID-19 による大規模な景気悪化は、この状況を変えるきっかけとなり得ると考えます。積極的な制度設計を期待します。

(6) 永久劣後ローン¹の積極的活用を金融機関に強く要請すること

売上高急減などで自己資本の多くを毀損した中小企業に対しては、資金繰り支援と併せて資本増強策が必要です。また、先行きも不透明なため、返済計画を立てることも難しいため、融資で対応することに躊躇や限界もあります。こうした時、返済の優先順位が一般債権に劣後する借入金であり、かつ議決権も返済期限もない「永久劣後ローン」を活用することで、返済期限のない資金を手当てすることができ、企業の資本増強、体力回復をはかることが可能です。

対象企業の決定は、その企業と取引のある地域金融機関の紹介・推薦を条件とすることで、不適切な企業に資金が流れるのを防ぐことができます。また中小企業の資金流出を抑えるためにも、金利は当面は無利息とし、支援先企業の経営安定化にともない順次金利を引き上げるなどの措置が必要です。

こうした対応により、企業は疑似資本を得ることができ、当面の間は返済の心配をすることなく、企業経営にあたることができます。また金融機関側にとっても、当初は無利息ですが、その企業の業績が持ち直すことで、金利を得ることができるため、対象企業への積極的支援が行われることが期待できます。

さらに、永久劣後ローンの債権を買い取る機関を、日銀と政府が協調して設けるなどをすれば、金融機関は債権を売ることもできます。その後は、金利は劣後ローン債権の買い取り機関側に入ることになり、それを原資に他の永久劣後ローン債権を買い取り続けることも可能です。こうした点から、金融機関に「永久劣後ローン」を中小企業支援に積極活用するよう強く要請してください。

(7) 中小企業からの資金流出を最小限に抑える緊急措置を講じること

COVID-19 の拡大下で通常の営業が困難ななか、中小企業、とりわけサービス業の経営は、収入の激減と固定費等の流出の板挟み状態となっています。感染症の終息が見通せないなかで、融資によって凌ぎ続けるのは限界があります。以下、中小企業からの資金流出を最小限とするための緊急措置を要請します。

- ① 国税、地方税、厚生年金保険料、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険料等の猶予制度（換価の猶予、納税（付）の猶予）について、生産指標による基準の明確化などを図る特例措置を講じてください。
- ② 3月31日、国土交通省より、借主からの家賃交渉に柔軟に対応するよう要請が出されていますが、個々の企業努力や善意に頼るのでは限界があります。休業協力要請も発出されたなか、例えば、休業協力要請で閉鎖対象となっている事業所へは、家賃を凍結し、相当額を貸主に補填し、営業時間の短縮等の要請対象とされた事業所へは、営業制限の割合に応じた家賃減額を行い、不足分を貸主へ補填するなどの大胆な対応が不可欠です。また休業協力要請の対象となっていないと、サービス産業全体が多大な被害を受けていることを踏まえ、家賃の補填・凍結措置の対象は生産指標に基づいた条件で幅広く対象とする必要があります。福岡市では、50万円を上限に、家賃の8割を補助する制度を独自に設けるなどの対応を行っています。こうした取り組みにならない、大きな被害を受けている中小企業を対象とした家賃の凍結・補助制度を創設することを求めます。
- ③ 生産指標による要件を満たせば、固定資産税の軽減を受けることができますが、現状「土地」は対象に含まれていません。事業用家屋、設備等の償却資産だけでなく、固定資産税の軽減対象に土地も加えることを求めます。
- ④ 生産指標による要件を満たせば、消費税の予定納付の免除、自動車税の軽減ないし猶予が受けられるよう要請します。

¹日本経済新聞（2020. 4. 3）「中小企業支援、永久劣後ローンで5兆円用意を」（三井住友信託銀行名誉顧問 高橋温氏）。スモールサン（2020. 4. 9）「スモールサンニュース4月号・号外」（立教大学名誉教授 山口義行氏）。https://www.smallsun.jp/small_sun_news/ronkou/entry-3158.html

(8) 中小企業への代金支払いの現金化の徹底、ファクタリング事業者の手数料上限規制を行うこと
中小企業の手元資金を保全するためにも、以下の点を要請します。

- ①中小企業の手元に少しでも多くの現金が渡るよう、大企業等から中小企業等への代金払いは、現金支払いとすることを徹底すること。
- ②売掛債権の現金化を前倒しで行うファクタリング事業者については、手数料の上限規制を厳しく設定すること。

(9) 地域の法制団体の小規模事業者への施策状況の提供、申請補助を強化すること

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない数多くの支援施策が提供されていますが、中小企業、特に小規模事業者へは情報が十分に行き届いていない状況です。当会としても、会員企業へは積極的な情報提供に努めています。各地域の中小企業・小規模事業者の多数を組織しているのは、法制団体でもある商工会・商工会議所です。「中小企業憲章」や「中小企業振興基本条例」の精神を具体化するためにも、各地域の商工会・商工会議所による情報提供、申請補助機能の強化することを求めます。

●中小企業が雇用を守り切るための政策的後押しを

(10) 雇用調整助成金の対応窓口の増強、Web会議形式での申請相談受付、申請期間のさらなる延長を実施すること

現在、雇用調整助成金の申請が大変混み合っています。また、感染拡大防止のため、郵送での受付となっており、窓口での面談ができないため、申請にあたっての具体的相談等に大きな制約があります。さらに支給要件の緩和や対象の拡大が行われましたが、今後一層必要性が高まると考えられる施策であるため、状況を適時適切に見極め以下のような対応を取ることを要請します。

- ①雇用調整助成金にワンストップで対応する「あいち雇用助成室」の体制強化を図ること。
- ②申請にあたっての面談が行えないなか、申請実務に関する相談をWeb会議形式で受け付けるなど、きめ細かな対応を行うこと。
- ③今回のCOVID-19の感染拡大による経済的影響は、今後時間的なズレをともないながら長期にわたり各産業に波及していくと考えられる。また、国民意識のなかに生まれた不安は、終息宣言後も相当の期間残存し、経済活動の制約条件となるだろう。現在、雇用調整助成金の適用期間は7月23日までに休業等の初日がある場合とされているが、経済的なマイナスの影響は、長期にわたり中小企業経営を困難にすると考えれば、最低でも終息後1年間ほどまで、あるいは景気状況が十分に持ち直すまでは適用期間とすること。

(11) 雇用調整助成金の「教育訓練給付」の大幅な要件緩和を行うこと

雇用調整助成金のなかでも教育訓練給付は、助成金の受給対象とならない教育訓練内容のハードルが高く、積極的活用が難しい状況です。社員を休業させ、そこに助成を受けるとするのは、企業にとっては当面をしのぐ助けにはなりません。しかし、休業することにより、社員のモチベーションや生きがいは減退を免れません。また、企業にとっては、普段の仕事ができない時だからこそ、社員教育に力を入れ、業況回復時に飛躍していく基礎体力を高めることこそが、本当に強い企業をつくることにつながります。この意味で、雇用調整助成金の「教育訓練給付」の受給対象とならない教育訓練内容の大幅緩和を行うことを求めます。

(12) 雇用調整助成金の受給までの期間における中小企業の資金的支援を強化すること

雇用調整助成金は、施策の性格上助成金の受給までに数カ月から1年ほどの期間を要します。この期間の資金手当ても企業にとっては大きな課題となっています。こうした点に鑑み、下記を要請します。

- ①ドイツでは「フルツアルバイト制度」のもとで、事前確認重視ではなく、WEB等による簡便な申請のみで助成金の支給を優先的に実行し、不正受給の防止は、事後の抜き打ち検査等により対応していると聞き及びます。この制度を参考に、中小企業が雇用を守るための緊急的措置を講じること。
- ②助成金受給までの期間を乗り切るための「つなぎ融資制度」を特別枠で設け、雇用調整助成金の計画届出申請と同時に申し込みが行えるようすること。

(13) 新型コロナウイルスの感染が疑われる社員を休業させた場合について、雇用調整助成金の受給対象とすること

緊急事態宣言の対象地域に全都道府県が含まれたなか、テレワーク等の在宅勤務が推進されていますが、多くの中小企業では資金的制約、業種上の制約などのため、多くの場合が出勤を余儀なくされているのが実情です。

現在、新型コロナウイルスへの感染が疑われる社員を休業させた場合は、「使用者の責に帰すべき事由

による休業」と解され、事業者側は休業手当の支払い義務を負いますが、雇用調整助成金の受給対象とはなりません。そのため社員に発熱等の症状が見られたことをもって、いわば「予防的」休業に積極的になり切れない事業者が発生することが懸念されます。感染拡大を社会全体で回避すべく最善を尽くしているなか、感染が疑われる社員を積極的に休業させる措置は非常に重要であると思料します。したがって、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を示した社員を休業させた場合も、雇用調整助成金の受給対象と含めるよう制度を拡充することを要請します。

(14) COVID-19に関連する、中小企業向けの一元的相談・情報提供窓口を設置すること

今回のCOVID-19に関して、各方面より都度情報が発信されています。しかし、異なる窓口から個々に情報が発信されることで、中小企業の経営現場では適切に情報を把握することに限界が生じています。また、各事業所での対応面でも、たとえば感染者や濃厚接触者が事業所内で発生した場合に備え、どのような社内体制整備が必要なのかなどの情報が十分に開示され、発信されているとは言えない現状があります。具体的対策、事業所としての対応や支援施策の利用案内までを一元的に取り扱う相談窓口を早急に整備することを要請します。

(15) 社内での濃厚接触者発生時の休業を補償する助成措置、感染者発生時の対応ガイドラインの公表等、中小企業の感染症対応強化を講じること

国内の感染確認者数は、およそ1万人に上り、もはや「いつ」、「誰が」感染者や濃厚接触者となってもおかしくありません。こうした状況のなかで、以下を要請します。

- ①社員に陽性判定者が発生した場合、各保険者より傷病手当金による補償がなされますが、感染が疑われる濃厚接触者に特定された段階では、自宅待機を要請されるにも関わらず、補償の対象とはなりません。社員が濃厚接触者に特定され休業となった段階からを対象とする、休業時の賃金に対する助成金を設けること。
- ②社内に陽性判定者が出た場合の対応ガイドラインを作成し公表すること。あわせてチェックシートなどを示し、中小企業の事前対策を支援すること。
- ③社内で感染者が出た場合、保健所が取引先等に聴き取りを行う場合は、事前に当該企業に連絡すること。

(16) COVID-19に関する正確な情報開示を行うこと

今回の感染症については、各種報道でさまざまに報じられています。情報も玉石混交で、いたずらに国民の不安感を煽る内容のものも多く見受けられます。こうしたことにより、風評被害や過剰反応による自粛ムードが広く蔓延し、経済活動の委縮に拍車がかかっています。政府・自治体による適切かつ正確な情報開示と発信を積極的に進め、国民意識の落ち込みを防ぎ、終息後の経済が円滑に持ち直していく土壌づくりを進めて下さい。

●中小企業と経済の立ち直りを後押しする強力な政策展開を

(17) 消費税や所得税の減税など、国民消費を早期に立ち直らせる対策を講じること

COVID-19の感染拡大に終息の見通しが立たないなか、このまま経済の停滞と落ち込みが続けばリーマン・ショックを上回る影響をもたらすこととなります。感染症の終息後、速やかに経済が持ち直すよう対策を講じておくことが求められます。その意味で、経済の最大部分を占めるのは国民消費であることから、消費税の税率引き下げや所得税の減税ないし特別所得控除を行うなど、国民の消費購買力と消費意欲を高める措置を講じて下さい。

(18) 営業を縮小ないし自粛せざるを得なくなった中小企業、個人事業主の支援策を充実すること

感染拡大防止の一環として、政府や自治体の判断により、学校や公共施設が休業となっています。これにより、地域の中小企業にはさまざまな影響が波及しています。たとえば、学校等が休校となったことで給食関連事業者は膨大な仕事のキャンセルに見舞われる、あるいは中小企業が納品を予定していたものがキャンセルされるなどの事態です。

給食納入事業者については、3月5日の参議院予算委員会における萩生田文部科学大臣の「食材を納入する予定だった事業者などにも、少なくない影響が生じている。今回の長期にわたる臨時休校で事業者などに生じる負担は、必要に応じて政府として対応していきたい」との発言で言及され、フードロス対策費などを活用した損失補てんが予定されていると聞き及びますが、この他にも給食の配送を担う地域の物流業者も大きな売上減に直面しています。また学習塾等を経営する事業者でも、学校の休校にともない感染拡大防止のために学習塾の営業を自粛する事例も出ています。このような事業者は、大きく営業活動が制限され収入が確保できないなかで、いつ終息するか分からない状況下で大きな不安を抱えています。

こうした現状を踏まえ、現在の環境下ででき得る営業活動を保証し、今回の感染症拡大により生じた機

会損失を埋め合わせることのできる枠組みづくりを、感染症の専門家の知見を踏まえて検討することを要請します。たとえば以下が考えられます。

- ①給食で利用予定の食材を公的に買い上げ、安価に市民に提供すること。
- ②地域の給食関連事業者、飲食関連事業者、物流事業者を組織し、休校中の子どもたちや在宅者への食事提供サービスを公的に実施すること。
- ③COVID-19は換気が不十分な場所での密集状態で感染可能性が飛躍的に高まる特性があるため、十分な衛生保持を行った上で、十分な広さの公的施設を開放し、学習塾事業者等が営業を再開し易く手当てすること。
- ④COVID-19の感染拡大の危険が十分に低下した後、愛・地球博記念公園などの十分な広さの屋外空間を活用し、地域の飲食関連事業者等が出店する市場などを、衛生保持、来場者数管理等を施した上で公的に企画・設営し、地域の関連事業者の収入確保を進めること。
- ⑤地域の飲食店や給食業者などは、この間の自粛のなかで売上が急減するなかで、テイクアウトや弁当事業を行っています。各地域ごとに、テイクアウト情報をまとめ、営業しているオフィスや事業場、個人での消費を促進する取り組みを行うこと。また、そうしたテイクアウト商品を、官公庁でも積極的に利用すること。

(19) 休業協力金の交付対象、ならびに規模を大幅に拡充すること

愛知県でも緊急事態措置として休業協力要請が発出され、休業時の補償として休業協力金の交付が行われます。しかし、各種商業施設では「床面積の合計が1,000㎡超」のみが休業協力金の交付対象とされ、床面積が1,000㎡以下の各種商業施設は交付対象とはなりません。密集する人の数を想定した対象設定と思われますが、対象床面積以下の施設でも、旅行代理店などの観光関連業、フィットネスジム、エステティックサロン、写真館等の店舗の多くは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により事実上の休業なし、自主的休業を余儀なくされています。また、休業協力金の交付対象から外れる商業施設の圧倒的多数は中小企業・小規模事業者です。休業時の補償が得られないことにより、仕方なく営業を続けざるを得ない店舗も多数あります。

可能な限りの感染防止措置を自主的に行ったとしても、営業を続ける限りさらなる感染の連鎖を引き起こす可能性も否定できません。経済の落ち込みを最小限に留め、回復を早めるためには、感染の早期終息が不可欠であることから、事業者が安心して休業することができる環境整備として、休業協力金の対象ならびに規模を大幅に拡充することを要請します。

(20) 新型コロナウイルスの感染拡大に関する借入金の返済金は、損金算入可能とすること

新型コロナウイルスの感染拡大による経済的影響は長期にわたります。そのことを前提に、経済回復期で企業が十分に力を回復させ、経済を好循環の軌道に乗せていけるよう、新型コロナウイルスに関する借入金の返済について、元金返済金額を損金算入できるようにするなど、企業負担を軽減し、中小企業の立ち直し支援を強力にかつ大胆に実施することを要請します。

以上

《 愛知中小企業家同友会の概要 》

現在、愛知県下4,200名の中小企業経営者が所属する異業種の経営者団体です。

「経営体質の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」を活動の目的に、国民生活に寄り添い、地域の経済・社会の担い手たる中小企業をめざした取り組みを進めています。

- (1) 名称 愛知中小企業家同友会
- (2) 創立 1962年7月9日
- (3) 会員数 4,214名(2020年4月15日時点)
- (4) 会長 加藤 明彦(かとう あきひこ) エイベックス株式会社・代表取締役会長
- (5) 事務局 名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2階
専務理事 内輪博之(うちわ ひろゆき) 事務局長 多田直之(ただ なおゆき)
TEL 052-971-2671 FAX 052-971-5406 E-mail aichi@douyukai.or.jp
URL <https://www.douyukai.or.jp/>
- (6) 本件担当 事務局次長(報道) 八田 剛 事務局次長(政策) 池内秀樹